
第9回 手稲山口地域協議会

【日時】令和6年2月29日(木) 14:00～
【会場】山口処理場管理棟 会議室



次 第

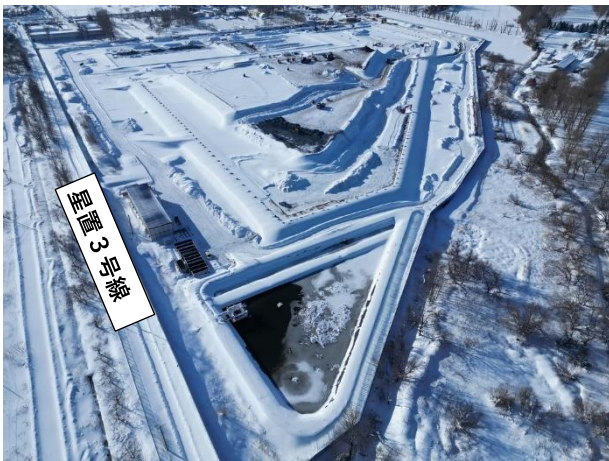
- 1 開 会
- 2 工事の現状と今後の見通しについて
- 3 報告事項等
- 4 今後の地域づくりについて
 - (1) 部会の報告
 - (2) 前回の振り返り
 - (3) 受入地について
- 5 その他
- 6 閉会

手稲山口受入地の工事進捗と今後の予定について

平素から、北海道新幹線事業にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。手稲山口受入地工事の進捗状況と今後の予定についてお知らせいたします。

○工事の進捗状況と今後の予定について

現在、発生土（対策土）の受入れを継続して行っております。また、盛土外周に施工していた遮水壁は、令和6年4月に全ての設置が完了いたします。なお、冬期間中止していた地盤改良工事は令和6年4月、遮水シートの施工は令和6年8月頃に再開する予定です。



受入地全景（北側から南西側を望む）（令和6年1月）



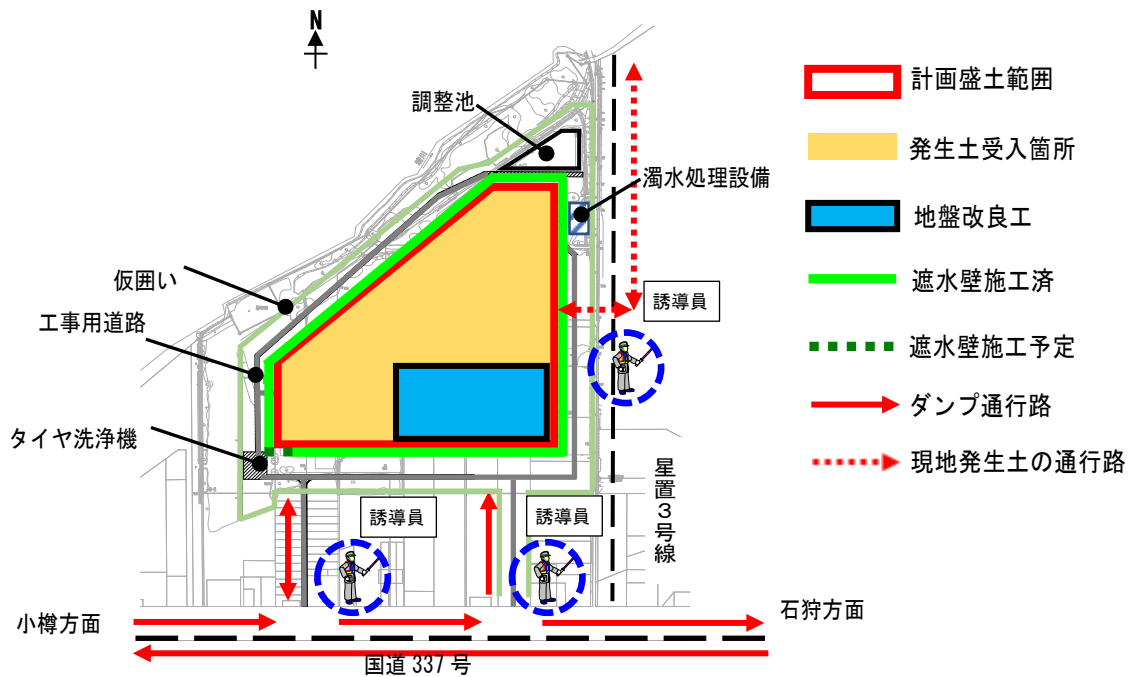
受入地南側 遮水壁施工状況（令和6年1月）

令和6年6月までの主な作業

	3月	4月	5月	6月
地盤改良				
遮水シート		令和6年8月頃再開予定		
発生土受入れ				
遮水壁			令和6年4月完了	
現地発生土運搬（※）				

※平日のみ週に1～2日の頻度で実施予定

（裏面に続きます）



○安全・環境対策

発生土（対策土）運搬に伴い、国道 337 号を通行するダンプトラックは1日で最大600台程度が見込まれます。また、現地発生土の運搬で星置 3 号線もダンプトラックの通行があります。工事用道路出入口には誘導員を配置し、引き続き安全に十分配慮します。

発生土（対策土）を運搬するダンプトラックは、荷台をシートで覆い、運搬時の飛散防止に努めるとともに、受入地から出る際には、タイヤ洗浄機でタイヤをきれいにし、公道を汚さない対策を徹底します。



タイヤ洗浄状況



荷台のシート状況

(次ページに続きます)

○水質モニタリング

令和5年10月から令和6年1月までの水質調査結果では、地下水⑤、河川水R②の2箇所
で基準値を超過しました。地下水⑤の採取地点は、地下水の流れから受入地より上流側に位置し
ているため、ヒ素の基準値超過は、ヒ素を含む土壌が広く分布している札幌市の地域特性に起因
したものであると考えられます。

河川水R②は、発生土受入前の令和3年7月及び9月の水質調査において、ヒ素の基準値超過
を確認しており、地下水⑤と同様に地域特性に起因したものと考えております。水質モニタリン
グを継続し、環境への影響を注視してまいります。



ヒ素検出状況

(単位 mg/L)

採取地点名	R5. 10	R5. 11	R5. 12	R6. 1
地下水①	0.010	0.004	0.009	0.009
地下水②	0.005	0.004	0.003	0.004
地下水③	0.004	0.004	0.004	0.005
地下水④	0.003	0.003	0.003	0.003
地下水⑤	0.014	0.015	0.014	0.014
地下水⑥	0.006	0.006	0.005	0.006
河川水R①	0.009	0.002	0.005	0.003
河川水R②	0.014	0.004	0.004	0.004
河川水R③	0.001	0.001	0.001	0.001
		未満		未満

基準値 0.01mg/L 以下

○粉じんモニタリング

令和3年12月1日から受入地と星置地区センターの2地点で粉じんモニタリングを実施し
ております。粉じんの量については、受入開始前とほぼ同等の値となっております。引き続き、
粉じん防止剤の散布や散水等の粉じん対策を実施し、粉じんの抑制に努めてまいります。

総粉じん濃度 (単位 mg/m3)

採取 地点名	R3. 2	R3. 4	R3. 6	R3. 12 前半	R5. 10 前半	R5. 10 後半	R5. 11 前半	R5. 11 後半	R5. 12 前半	R5. 12 後半	R6. 1 前半	R6. 1 後半
受入地	0.016	0.032	0.025	0.026	0.033	0.025	0.024	0.024	0.023	0.014	0.013	0.022
星置地区	—	—	0.024	0.021	0.022	0.017	0.023	0.018	0.018	0.011	0.012	0.016

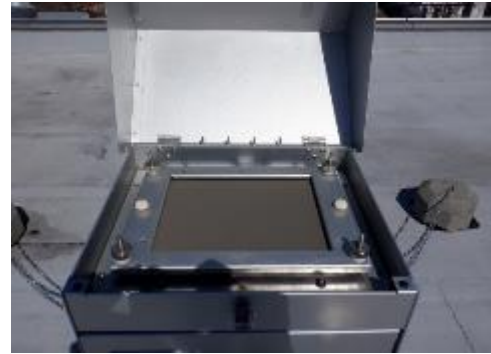
← 受入前
← 受入後 →

※総粉じん濃度とは、測定期間中に粉じん測定器で吸引して集めた粉じん量を体積で割って算出したものです。測定
期間中の体積 1m3 中にある粉じん量です。

(裏面に続きます)



粉じん測定位置



粉じん測定器（星置地区）

今後も適切に工事を行うとともに、水質及び粉じんモニタリングを継続することにより地域環境の保全に努めてまいります。

【工事に関するお問合せ先】

鹿島・岩田地崎・荒井・森川

北海道新幹線、札幌トンネル（星置）特定建設工事共同企業体

電話：011-590-1375（担当：新明（しんみょう）、桜井（さくらい））

【事業に関するお問合せ先】

鉄道・運輸機構北海道新幹線建設局 札幌西鉄道建設所

電話：011-612-5000（担当：小林（こばやし）、柳瀬（やなせ））

手稲山口

地域づくりに向けて

地域協議会

第9回

令和6年2月29日（木）

14:00～

山口処理場管理棟 会議室

（1）部会の報告

第2回地域づくり部会の報告

【日時】 令和6年1月30日（火）14:00～15:30

【場所】 星置地区センター内

【地域からの参加者】 3名（いずれも規約第4条に定める構成者）

【テーマ】 地域づくりのはじめの一歩の取組に向けたアイデア出し

【主なご意見】

- ・大浜みやことサッポロスイカは大変人気があり、昔は地域内外のお祭りでのPRや景品として提供していたが、現在は生産量が減っている
→地域の魅力として農産物をPRするにしても、直売所は駐車場が満車になるほど賑わっており、加工品にする場合も生産量が必要になる
- ・山口運河は距離が長く遊歩道になっているが、大きな木や草が生え鬱蒼としている。以前は山口運河祭りに合わせて清掃をしていたようだが、お祭りも実施されないとなると、今後が心配である
→山口運河の現在の様子を点検してみてもどうか。そこから山口運河を綺麗に保つような取組や、賑わいづくりにつなげていけるのではないか

【今後の予定】 令和6年6月頃に第3回開催（予定）

- ・手稲山口運河を歩き、現在の様子を観察・点検する

(2) 前回の振り返り

土地利用及び道の駅に関する勉強会 (第8回地域協議会)

参加者からの主なご意見

【農業振興地域について】

- ・勉強会を聞いて、法律等が複雑だというのはよくわかった。
- ・農業振興地域の指定の解除・継続については、地域の中で考えは一律ではない。
- ・個別に農業振興地域の指定を解除できるように柔軟に対応できないのか。このままでは、耕作放棄地が増えて、何も使えない土地になってしまう。
- ・特例的な措置の検討をしてほしい。

【道の駅について】

- ・都市計画法による制限がある状況では、道の駅などの施設を作る前提の検討自体が難しいのではないか。
- ・道の駅は簡単にはいかないという印象をもった。山口地区だけでは農産物の種類が限られている。施設の誘致などを検討できないか。

【将来に向けた農業振興について】

- ・農家の高齢化により、ブランド農産物の維持が難しくなってきた。
- ・若い世代の農家が将来に希望を持てる環境をつくっていかなければならない。

【山口地区の地域振興策について】

- ・山口地区は様々な公共施設の受け入れに協力してきた地域であり、受入地の活用に限らず、山口地区全体の地域振興策を提案してほしい。

(3)

受入地について

1) 受入地の位置等



1) 受入地の位置等

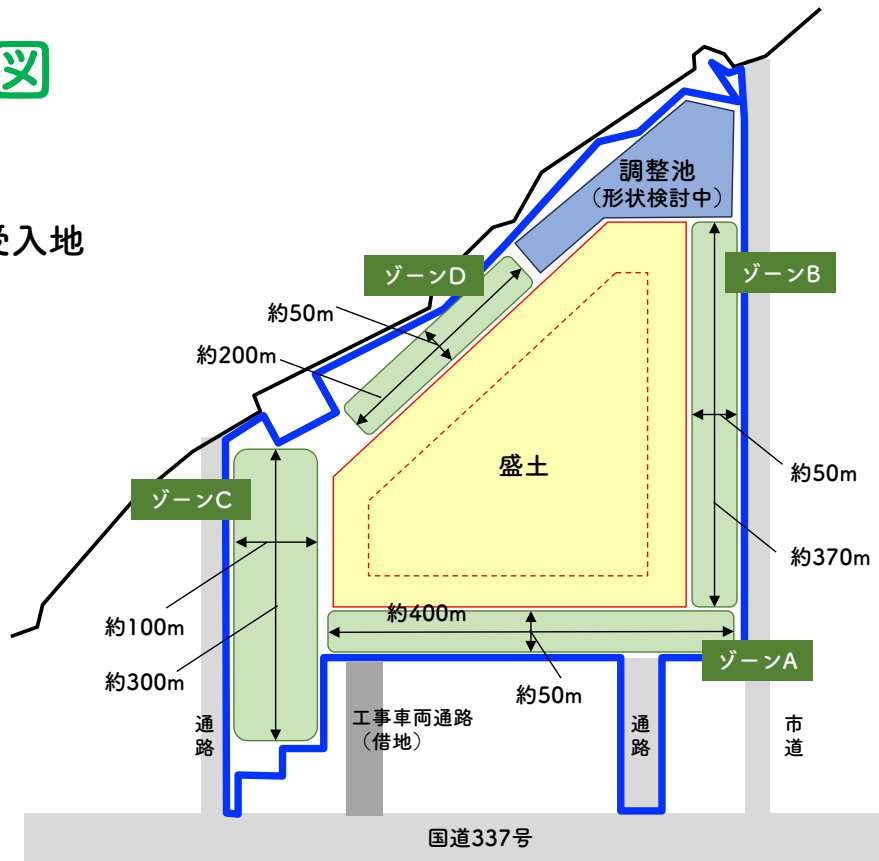
受入地は市街化調整区域



2) 受入地の概要

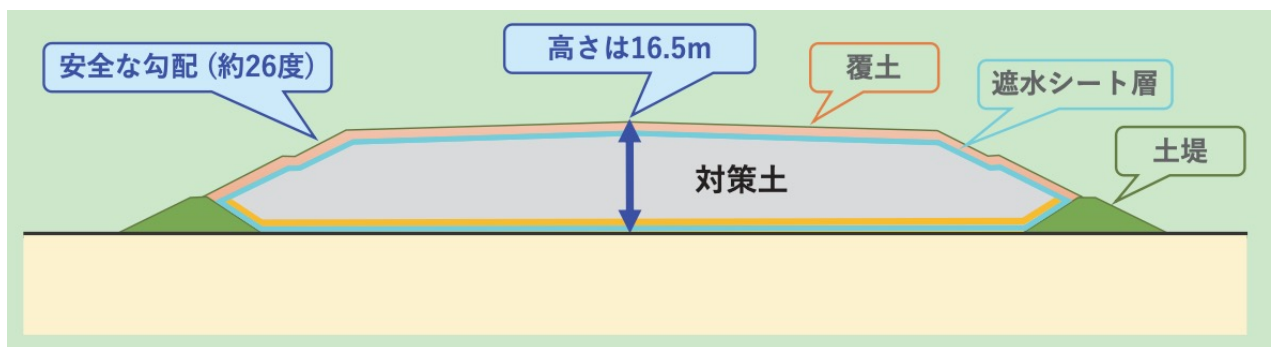
平面図

□ 受入地



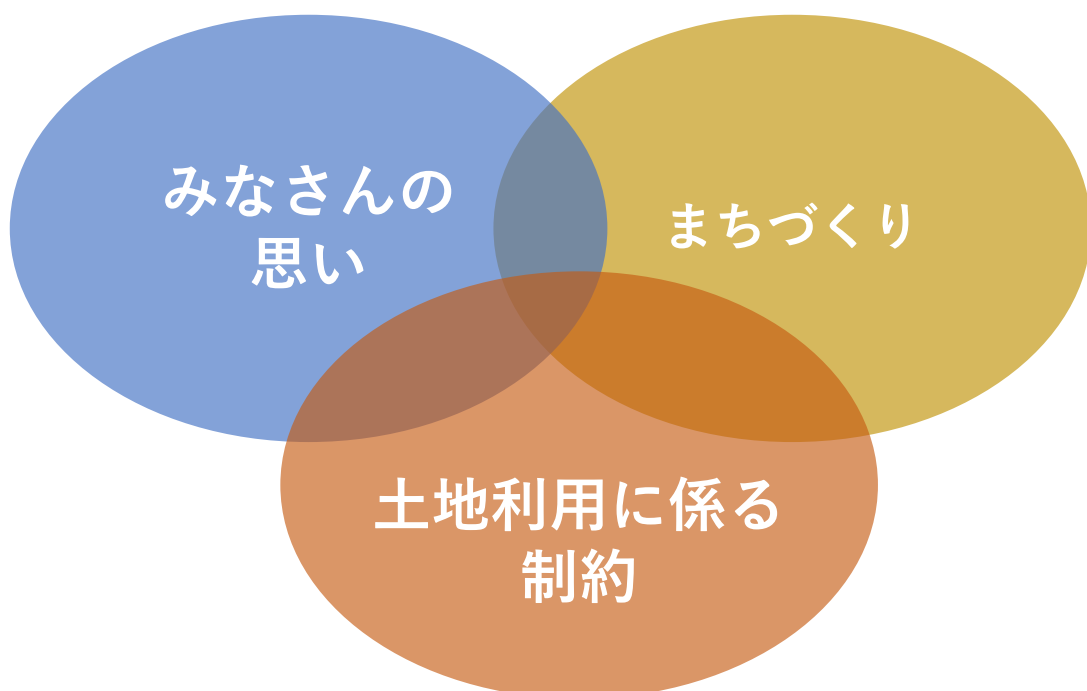
2) 受入地の概要

断面図





3) 受入地の活用の視点



みなさん
の思い

協議会でいただいた 地域づくりに関するご意見

例) スポーツ・健康づくりの場 (例: ゴルフ練習場)

例) 手稻山口の情報発信の場 (例: 農産物の魅力発信・販売)

例) 地域活動の場 (例: 風雪太鼓など地域活動の場)

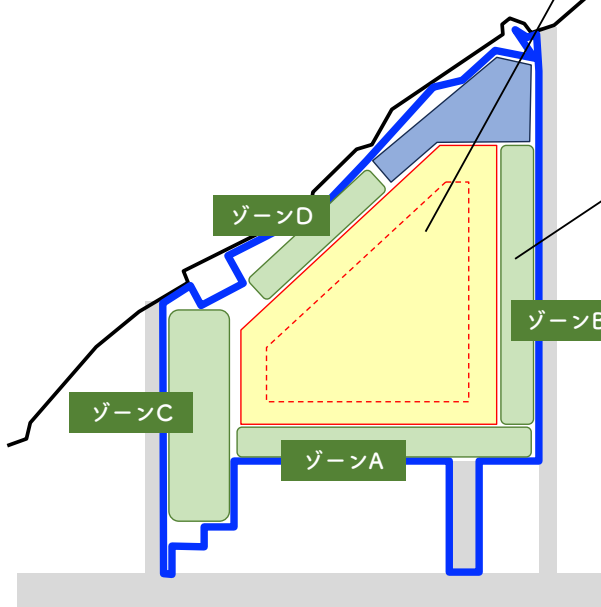
例) 防災拠点 (例: 高さを活かした避難場所)

まち
づくり

手稻山口地区に関する 都市計画上の位置付け

計画名	位置付け
第2次 都市計画 マスタープラン	<p>「優良な農地との健全な調和」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集团的農用地や各種農業投資が行われている区域などについては、生産性の高い優良な農地を形成しているため、今後とも都市的開発を抑制し、その保全に努めます。 ・ 農業体験の機会を市民に提供する観点から、市民農園の活用や、農業関連施設の適切な立地を図ります。
みどりの 基本計画	<p>「平地を守り活かすみどりのエリア」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 草地や農地などの自然環境について、市民が楽しみながら理解を深め、守り活かす活動が推進されています。

土地利用
に係る
制約



盛土上部 (高さ16.5m程度)

- 遮水シートがあるため、杭が必要な建物は難しい
- 1m程度の覆土を予定しており、植樹は可能と想定される
- 芝生は整備予定

ゾーンA~D

- 遮水シートがないため、杭が必要な建物も物理的には建築可能

※市街化調整区域は、原則として、建築物の建築、増改築または用途変更は不可

市街化調整区域における建築 (一部例示)

許可不要

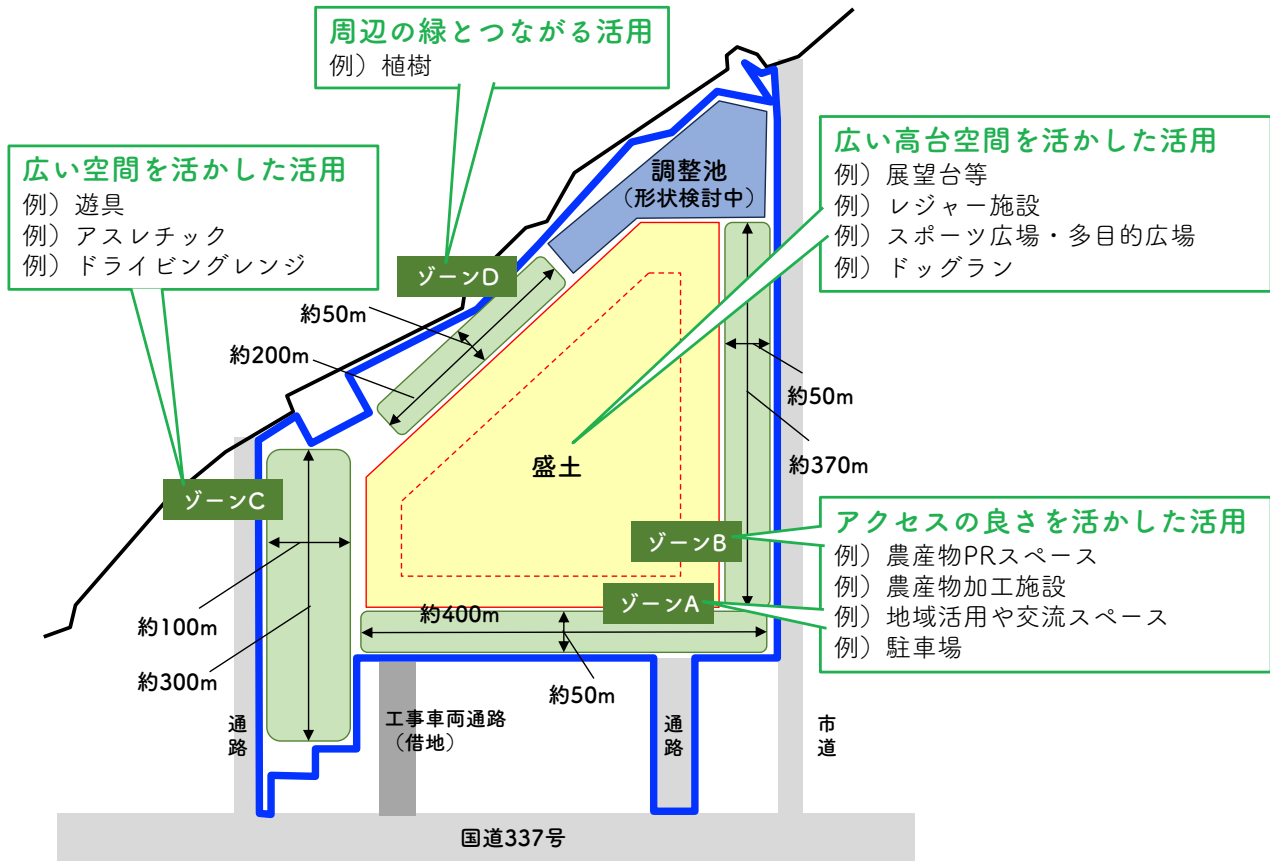
- 例) 農業を営む方の住宅
- 例) 農業用倉庫

許可を得られれば建築できるもの

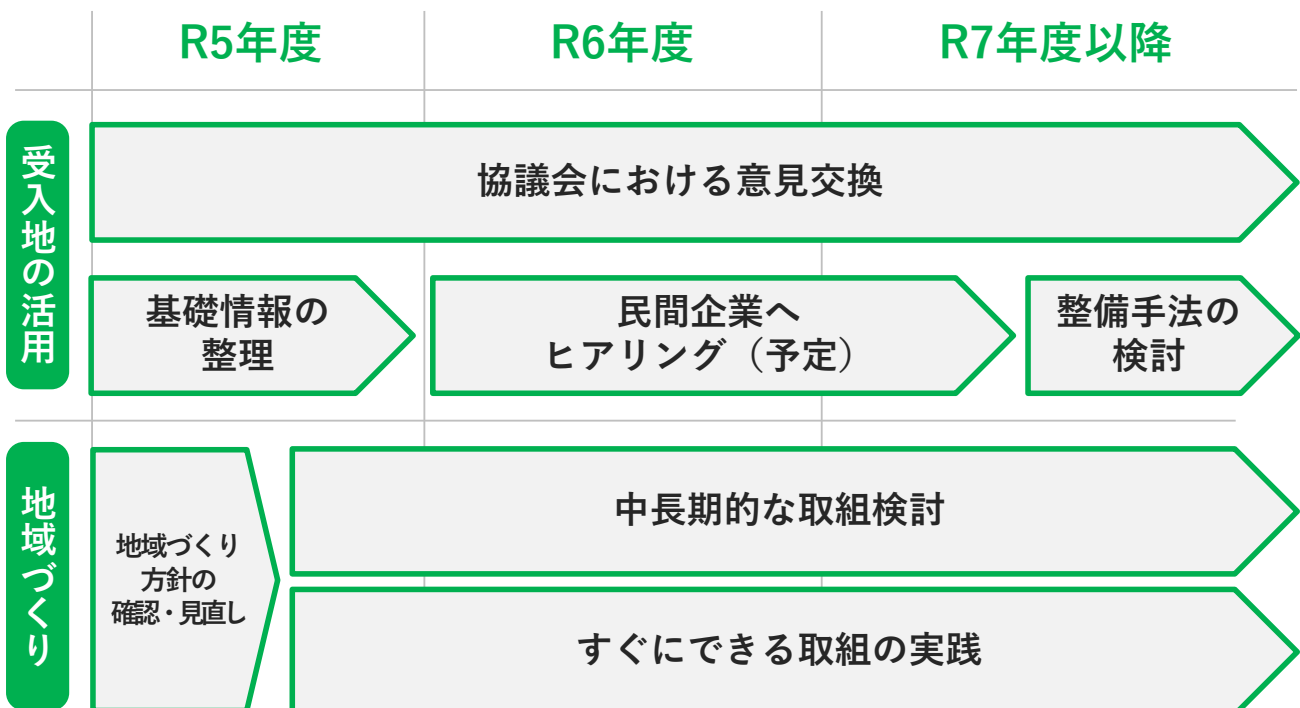
- 例) 地区集会所
- 例) 農産物加工施設
- 例) 運動レジャー施設の維持管理上必要な建築物

詳しくは札幌市ホームページで確認できます (市街化調整区域について (都市計画法))
<https://www.city.sapporo.jp/toshi/takuchi/toshikei/tyouseikuiki.html>

4) 受入地の活用可能性



5) 今後の進め方



手稲山口地域協議会 規約

(名 称)

第1条 この会は、手稲山口地域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、手稲山口地区の北海道新幹線建設工事発生土受入地（以下「発生土受入地」という。）への発生土の受入にあたり、工事の安全性の確認とともに、地域課題の共有を図り、住民同士の意見交換やそれに基づく活動を通じて地域の活性化に寄与することを目的とする。

(活 動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 発生土受入地における工事状況の確認
- (2) 発生土受入地の盛土工事完了後の跡地利用の検討
- (3) 手稲山口地区の地域振興のための課題の共有
- (4) 協議会の活動内容の情報発信
- (5) その他協議会目的の達成のために必要な活動

(組 織)

第4条 協議会は、次の者の中から、山口西町内会、山口東町内会が推薦する者をもって構成する。

- (1) 山口西町内会、山口東町内会の区域に居住する者
- (2) 山口西町内会、山口東町内会の区域内で農業、事業等を営む者
- (3) 山口西町内会、山口東町内会の区域内の学校、病院、事業所等に勤務する者

(情報発信)

第5条 協議会の活動結果の概要については、意見の発言者などが特定されない形式で、広く公表することとする。

(事務局)

第6条 事務局は、札幌市新幹線推進室及び鉄道・運輸機構北海道新幹線建設局が担う。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

附 則

1 この規約は、令和3年12月5日から施行する。

附 則（令和5年規約）

1 この規約は、令和5年11月28日から施行する。